

人生いきいき住宅助成事業

～高齢者や障害者の住宅改造費用の助成～

日常生活を営む上で支障がある高齢者や障害者が、その居住する住宅で安心して自立した生活を送るために、住宅を改造する費用を助成しています。

～助成事業利用に当たり、必ず以下の注意事項をご確認ください～

(注意事項)

- 1戸につき1回までしか対象となりません。
- 対象の住宅には賃貸住宅を含みます。(ただし、所有者の承諾が必要です。)
- 新築、増改築(新たに居室を設けるなど)、修繕、トイレの水洗化工事は対象となりません。
- 法令違反等の建築物は、対象となりません。
- 利用決定が出る前に、工事に着手・完了している場合は、対象となりません。
- 生計中心者(実質的に同一生計を営んでいる世帯のうち、最も所得のある人。以下生計中心者という)が給与収入のみの人で、前年分(助成制度申請日が1月1日～6月30日については前々年分)の給与収入金額が800万円を超える人又は生計中心者が給与収入のみ以外の者で、前年分(助成制度申請日が1月1日～6月30日については前々年分)の所得金額が600万円を超える人は対象となりません。
- 工事途中で、助成を受けようとする対象の高齢者、障害者が亡くなるなどした場合は、その時点で完成している部分までを対象とします。



明 石 市

1 対象者

歩行や排泄、入浴などに介助を要する人で、次のいずれかに該当する人

- ①介護保険制度の要介護認定（要支援 1～要介護 5）を受けている人
- ②身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている人

2 助成対象住宅

対象者が居住する住宅（賃貸住宅を含みますが、所有者の承諾が必要です。）

ただし、次の(1)～(4)すべてに該当する戸建住宅は、助成を受けられません。

助成を受けるには、耐震診断（簡易耐震診断）の受診が必要になります。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- (2) 次に掲げる工法に該当しない住宅
 - ア 枠組壁工法
 - イ 丸太組工法
 - ウ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法
- (3) 過去に耐震診断を受けていない住宅
- (4) 延べ面積の半分以上が居住の用に供されていない住宅

3 助成対象工事

- ① 工事の内容

現在の状況より対象者の自立を促進し、介護者の負担を軽減することを目的とした工事

- ② 対象箇所

対象者が居住する住宅の浴室・洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所

4 助成金の額

バリアフリーの対象となる工事に要した額（以下対象経費という）から、住宅改修費等で優先する額を控除（5の住宅改修費の給付が対象の方に限る。）して得た額に、6のバリアフリー改造の欄の助成率を乗じた額を助成します（千円未満の端数は切捨て）。ただし対象経費が合計助成上限額を超過する場合は、超過分は自己負担となります。

耐震診断を同時実施した場合、耐震診断の欄の助成額と自己負担額を比較して少ない方の額を助成します。ただし、対象経費と合わせて合計助成上限額を超過する場合は、超過分は自己負担となります。



5 住宅改修費の給付の優先適用

地域生活支援事業住宅改修費または介護保険住宅改修費等の給付が対象の方のみ

①住宅改修費 限度額 20万円	②人生いきいき住宅助成事業 限度額 80万円	③耐震診断
--------------------	---------------------------	-------

①の給付限度額は20万円です。20万円を超える部分に対して②を利用することができます。地域生活支援事業住宅改修費の給付対象者は、下肢もしくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害を有する者に限る。）を有する者であって、障害等級3級以上のものです。地域生活支援事業住宅改修費の給付は1回限りの利用しかできません。

①の対象者が複数いる場合は、人数分の金額を控除した残りの額が②の限度額となります。（例えば、対象者が2人いる場合、40万円を控除した残りの60万円が②の限度額となります。）

なお、②の限度額には③の助成額も含まれます。

6 助成率・助成上限額

バリアフリー改造の欄の助成率及び耐震診断の欄の助成額は、対象者の属する世帯の生計中心者の課税状況により決定します。

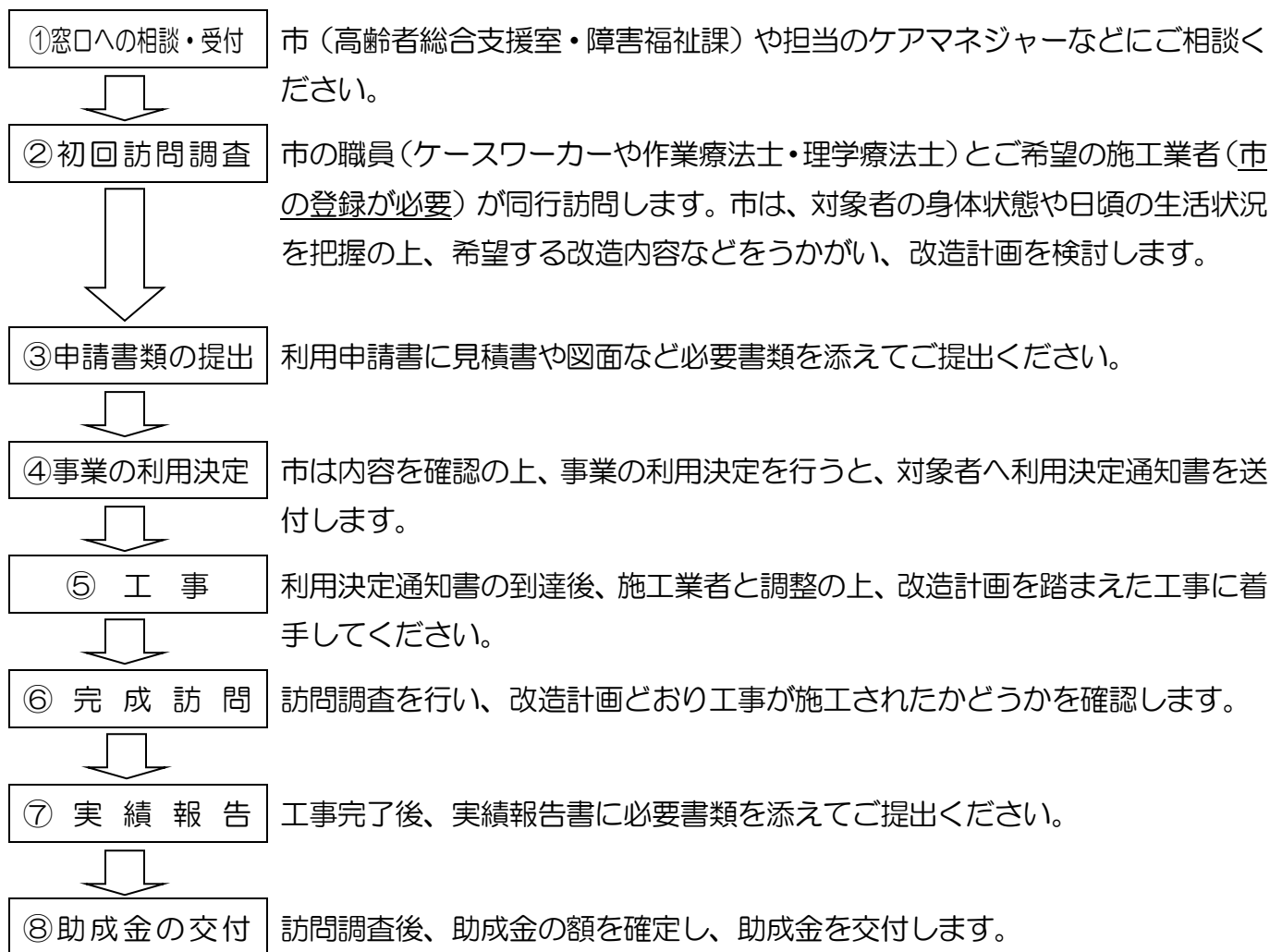
世帯階層区分		バリアフリー改造	耐震診断	合計助成額	
		助成率	助成額 上段：木造 下段：非木造	住宅改修対象	住宅改修対象外
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	3/3	3,090円 6,240円	800,000円	980,000円 ¹
B	生計中心者が当該年度市民税非課税の世帯	9/10	3,000円 6,000円	720,000円	900,000円
C	生計中心者が前年分 ² 所得税非課税で当該年度 ³ 分市民税均等割のみ課税の世帯	9/10	3,000円 6,000円	720,000円	900,000円
D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市民税所得割課税の世帯	2/3	2,000円 4,000円	533,000円	666,000円
E	生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が7万円以下の世帯	1/2	2,000円 4,000円	400,000円	500,000円
F	生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が7万円を超える世帯	1/3	1,000円 2,000円	266,000円	333,000円

¹ 対象経費から、対象経費の1割と2万円を比較して少ない方の額を控除するため、最大助成額は98万円となります。

² 表中の前年分所得税という表記について、1月1日から6月30日の間に申請を受理した場合は、前々年分所得税を指し、7月1日から12月31日までの間に申請を受理した場合は、前年分所得税を指します。

³ 表中の当該年度分市民税という表記について、4月1日から6月30日の間に申請を受理した場合は、前年度分市民税を指し、7月1日から翌年3月31日の間に申請を受理した場合は、当該年度分市民税を指します。

7 事業利用の流れ



<申込み・問い合わせ先>

- ◇ 高齢者総合支援室 TEL 078-918-5288 FAX 078-918-5106
- ◇ 障害福祉課 TEL 078-918-1344 FAX 078-918-5244